

作業主任者資格講習会

科目	木造建築物の組立て
日時	令和6年8月24日（土）・25日（日）
会場	兵庫区文化センター 講習室
受講料	7,000円
作業の種類	木造建築物の組立て（令6条15号の四） 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第7号に規定する軒の高さが5m以上の木造建築物の構造部材の組立て、またはこれに伴う屋根下地もしくは外壁下地の取り付けの作業
受講資格	①木造建築物の構造部材の組立て、またはこれに伴う屋根下地もしくは外壁下地の取り付けの作業に満18歳になってから3年以上従事した経験を有する者 ②学校教育法による大学・高等専門学校・高等学校または中等教育学校において土木または建築に関する学科を卒業した者で、その後2年以上構造部材の組立ての作業に従事した経験を有する者
講習内容	①木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取り付け等に関する知識（7時間） ②工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識（3時間） ③作業者に対する教育等に関する知識（1時間30分） ④関係法令（1時間30分） ⑤修了試験（1時間）
締切	令和6年8月6日（火） 必着
定員	50人

※受講申請書は各組合・支部の窓口にあります。受講料をそえて申し込みをしてください。

※一部教科免除者の資格を満たしていても全教科受講してください。

※締め切り前でも定員に達し次第締め切ります

※申し込み締め切り後のキャンセルは受講料を返金しません。

（一社）全兵庫建設業協会

登録教習機関 登録番号 木建：兵労基安 第232号 登録満了：令和11年3月30日（更新予定）

《後援》兵庫県建設労働組合連合会

※登録満了後も資格は有効です。